

平成30年8月29日

建設関連業者 各位

青森県県土整備部長

青森県県土整備部建設関連業務低入札価格調査制度事務取扱要領の一部改正について

本県の建設関連行政について、平素から御協力をいただきまして、誠にありがとうございます。

県では、建設関連業務の発注に当たり、平成30年9月1日から下記のとおり一部改正することとしましたので、お知らせします。

記

1 改正内容について

青森県県土整備部建設関連業務低入札価格調査制度事務取扱要領第7条第1項及び第2項を次のとおり改正します。なお、直接人件費等の各費目ごとに所定の率を乗じた際に1円未満の端数が発生した場合、当該端数を切り上げることを明確にするための表現のみの改正であり、これまでの取扱いを変更するものではありません。

(1) 建築関係建設コンサルタント業務

- ア 発注者の設計額における直接人件費の額の90パーセント以上の金額
- イ 発注者の設計額における特別経費の額の90パーセント以上の金額
- ウ 発注者の設計額における技術料等経費の額の60パーセント以上の金額
- エ 発注者の設計額における諸経費の額の60パーセント以上の金額

(2) 土木関係建設コンサルタント業務

- ア 発注者の設計額における直接人件費の額の90パーセント以上の金額
- イ 発注者の設計額における直接経費の額の90パーセント以上の金額
- ウ 発注者の設計額におけるその他原価の額の90パーセント以上の金額
- エ 発注者の設計額における一般管理費等の額の30パーセント以上の金額

2 施行期日

平成30年9月1日